

聴こえる 楽しみ事業



補聴器等の
購入費の一部を
助成します！



申請できる方

聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象者に該当しない方で、次に掲げる要件すべてに該当する方

- 呉市に住民票があり、現に居住している65歳以上の方
- 両耳の聴力レベルが40デシベル以上の方
- 耳鼻咽喉科の補聴器相談医により補聴器等の使用が必要と認められた方
- 5年以内に購入補助を受けていない方



会話が聞こえ
にくいかも…



補助の内容

注意 購入前に申請が必要です!!

補聴器等購入費の初期費用の **3分の2** を助成します

(上限： **44,000** 円)

【対象経費】

- 補聴器等の本体価格
- 補聴器等に使用する電池、充電器に係る費用



問い合わせ先

高齢者支援課 地域包括ケアグループ

電 話：25-3138 メール：kourei@city.kure.lg.jp

手続きの流れ



01

申請書類の準備

高齢者支援課または市民センターで書類を受け取る

- 補助金交付申請書
- 医師の意見書



申請書等は
こちらから

02 意見書の作成依頼

補聴器相談医がいる耳鼻咽喉科を受診し、医師に意見書を作成してもらう



03

見積書の作成

認定補聴器技能者がいる補聴器販売業者で見積書を作成してもらう

04 購入前に必要書類の提出

高齢者支援課または市民センターに次の書類を提出する

- 補助金交付申請書
- 医師の意見書
- 補聴器等の見積書



05

購入

高齢者支援課から補助金交付決定通知が届いたら、見積りをとった販売業者と契約し、購入費を支払う

注意 申請前に契約したものは補助対象外

06 購入後の必要書類の提出

契約手続後、40日以内に次の書類を高齢者支援課または市民センターへ提出する

- 補助金実績報告書
- 補助金交付請求書
- 補聴器販売業者が作成した領収書（内訳が必要）の写し
- 振込みを希望する金融機関の通帳（請求者名義）の写し



指定口座に補助金が振り込まれる